

『アダムナーン法』の公布目的の再検討

The Reassessment of the Purpose of the *Cáin Adomnáin*

木村晶子

要 旨

8世紀から9世紀のアイランドの修道院教会は世俗の有力者と協力して「カーン」と呼ばれる法令を公布した。その先鞭が697年に公布された「アダムナーン法」である。この法は一般的に「女性のための法」と解釈され、研究者たちの間で受け入れられている。しかし他に聖職者と少年の保護も含まれ、女性のための法という解釈の検証に使われた史料の扱いにも問題がある。そこで公布の中心人物、アダムナーンが10世紀から11世紀頃までには「女性の保護者」という聖人像を与えられていたことを明らかにし、その上でオリジナルの法規から「アダムナーン法」が女性のための法であったのかを検証した。そこから慣習的な法規の枠組みを利用することによって、修道院教会が女性の保護者となり女性に対する犯罪の賠償額を得るという仕組みが法規の中に内在していることが明らかとなった。つまり、『アダムナーン法』の公布の目的とは教会の財源獲得のためだったのである。

キーワード

初期中世、アダムナーン法、アイランド、修道院教会、女性

1. はじめに

初期中世アイランドは、8世紀から9世紀にかけて社会構造の変化が史料にも明白となりつつある過渡期であった。比較的小さな家系集団ごとにとまとった小世俗集団、トゥーアス (túath) の中から、強力な家系集団が現れ、やがて強大な地方王権一族となるという動きが全島において発生

し、そのような体制がおおよそ定着した時代であった¹⁾。また同時期、教会においても同様の構造的変化が起こっていた。5世紀にパトリックなどの働きによってキリスト教を受容した後、6世紀から7世紀にかけて多数の修道院教会が創設された。この修道院教会から世俗社会と同様8世紀から9世紀にいたって一定のまとまりを持った地域の中心的存在である修道院教会が誕生した。これは近隣の修道院教会を娘修道院教会化したことによる。また、各々の修道院教会は多くの独立自由農民を領民化することによって、物理的領域を支配する領主ともなった²⁾。このようにアイルランドの教会は、既存の社会構造を鋳型とし、自らも変化することで、アイルランド社会に根付いた組織となった。同時にアイルランドの教会は、世俗の諸王権と血縁的、地縁的に結びつき、いくつかの大修道院教会が突出した権力を得て、政治的及び経済的活動を行うようになっていた。

このような特徴の見られる8世紀から9世紀にかけて、修道院教会には大きな二つの活動が見られる。その一つは修道院教会同士、あるいは世俗王権との紛争である³⁾。これは、政治的社会的集団となった大修道院教会が、自らの政治的社会的地位とその実行支配的地域を確立する動きと考えられる。

もう一つは、「カーン (cáin)」と呼ばれる法令の公布である。カーンの名を持つ法には2種類ある。一つはいわゆる「慣習法」と呼ばれるアイルランド古法に含まれるものである。「カーン・イシルヴェ (Cáin Fhithirbe)」、**「カーン・オーナエ (Cáin Ónae)」**及び古法集である「**シエンハス・モール (Senchas Már)**」の初めの3分の1に当たる、四つのカーン (Cáin Íarraith, Cáin Shóerraith, Cáin Aicillne, Cáin Lánamna) である⁴⁾。もう一つがレヒトゲ (rechtge) とも呼ばれる宗教的であり⁵⁾、状況に応じて公布された教会法令である⁶⁾。本稿で扱う『アダムナーン法 (Cáin Adomnáin)』⁷⁾はこの範疇のカーンである。このカテゴリーの法の公布には、教

会と世俗の有力な王権とが相互に協力し関わっていることが大きな特徴といえる⁸⁾。『アダムナーン法』は697年にアイルランドのほぼ中央にあったバー修道院教会での教会会議で諸王を含む聖俗両界の有力者の前で世俗の王の協力の下に公布されたカーンである⁹⁾。広範囲に政治力を振るう王権と共同して公布されたことから、教会が広範囲の人びとに対する裁判権の主張をしたと考えられ、さらに王家との血縁を中心とし、また地縁的な協力関係の確認の手段ともなっていると推測される¹⁰⁾。

法令中には賠償規定や裁きの手続きの規定などが多く散見されるために、世俗慣習を取り入れた法令といえる。しかしなによりも教会会議において発布された法であり、悔悛を求める規定があることから、教会法でもある。このような法令が、『アダムナーン法』を筆頭に史料で分かる限りで697年から887年までに、10種類公布された¹¹⁾。『アダムナーン法』は、『アルスター年代記』では『罪のない人びとの法 (Lex Innocentium)』¹²⁾とされるが、史料上で最初に確認されるカーンである。同法はまた、数多くのカーンの中でその法規と、同年代人と同定される保証人が名を連ねたりリストが完全に残っている唯一のものである¹³⁾。そのために、カーンについての研究をする際に使用できる唯一の史料といえる。

本稿は世俗法と教会法のどちらの要素も含み、また俗語で書かれたという点で類のない、かつその内容が完全に残っている『アダムナーン法』の公布の目的を再検討することを目的としている。これによって教会のアイルランド社会への影響を理解できる可能性があるからである。

一般的に『アダムナーン法』公布の目的は「女性のため」と解釈されており、そこに異論が差し挟まれたことはない。しかし、法規定のみを見てみると、単なる「女性のための法」とはいえないという問題が浮き上がってくる。しかし法規定のみが詳細に検証されたことはない。また女性のためにのための法なのかを問われたことがない。さらに、なぜ7世紀末に「女

性のための」法令が教会会議で多くの有力者の協力の下に公布されたのか、という点も二人の研究者のみが考察しただけである。

そのうちの一人、ニー・ゴナフは『アダムナーン法』の公布の理由について以下のように考えている。かつて奴隷であった女性を聖母マリアと同一視すること、それによって女性すべてを「産む性」として尊重し、その命と身分を守りその生活を向上させること。これが『アダムナーン法』公布の目的である、としている¹⁴⁾。盛節子氏も同様に、『アダムナーン法』の公布の背景には、強力な機構となった教会の指導の下、社会に対して女性の既存の法的位置づけの転換を迫り、共同体にとっては新しい、命を産み育てる尊厳ある母性としての女性を重要な存在として認識させる働きがあった、としている¹⁵⁾。しかし両者は『アダムナーン法』公布後に書かれたものを論拠としたという史料分析上の問題が残っている。そしてその点についての批判・検証はなされていない。「女性のための法」は自明の理とされ、『アダムナーン法』自体が教会にとっていかなる意味を持っているのかについての検討は、教会が「女性のための法」を公布したという段階で留まってしまっている。

そこで本稿で以下のように検証を行う。まず次の章では始めに『アダムナーン法』自体の概説を行う。ここでは法令全体の作成年代についても述べる。次に『アダムナーン法』公布の中心人物であるアダムナーンについての説明をする。ここには後世の聖人アダムナーン像も含まれる。その後章を改めて、ニー・ゴナフと盛氏の「女性のための法」という解釈をまとめ、それに対する疑問を提示する。ここまでをふまえた上でその次の章では『アダムナーン法』の公布の目的と意図を改めて検討していくこととする。

2. 『アダムナーン法』についての概観

(1) 『アダムナーン法』

同法はふつう四つの部分に分かれるとされる。以下でも同様に四つの部分について内容と作成年代について述べていく。

一つ目は1節から27節までの「前文」である¹⁶⁾。そこではまず女性がアダムナーン時代以前には隷属的な存在であり、その命が軽く扱われていた状態であったことが述べられている。そしてアダムナーンはその母に促されて断食を通じて『アダムナーン法』を授かる。そしてこの法令に反対する王に呪詛と死をもって対応することが書かれている。女性たちはアダムナーンに感謝と寄進を行う代わりに、アダムナーンは女性たちの救済を約束した。

この「物語」とみなされる「前文」は中期アイルランド語で書かれており、古アイルランド語で書かれた『アダムナーン法』が公布された後に付け加えられたと考えられる。古アイルランド語ではなく中期アイルランド語という言葉の時代的变化によってもこれは明らかである。筆者、書かれた場所など詳細ははっきりしない。しかし二つ残った写本のテキストの、現存しない原本がラフォー修道院教会に残っていたことが分かっており、コルム・キレ系の修道院教会の修道士によって書かれたことが推定される¹⁷⁾。書かれた年代もよく分かっていない。9世紀に書かれたという説が推定年代としては最も早い¹⁸⁾。ライアンとマールクス及び盛氏はこれに対して9世紀から10世紀の間としている¹⁹⁾。10世紀から11世紀と考えているのはニー・ゴナフとハリントンである²⁰⁾。ただし、各説とも明確な論拠を示しておらず、現時点でいつのものか判断することは難しい。ただし中期アイルランド語は10世紀から12世紀にかけて使われていたことは一つの判断材料となる。いずれにせよ、法令の公布と同時代のものではなく、1世

紀以上後に付加された部分であることには間違いがない。

続く28節から32節のうち²¹⁾、28節は保証人リストである。ここには聖俗両界91人の名前が書かれているが、公布以降に得たタイトルが冠されている人物もあり、公布時に作成されたわけではないことが示されている²²⁾。リストの後の29節から32節には、『アダムナーン法』が永遠に守られることと、違反者に対しては罰が下されること、そして呪詛の手順が書かれている。

三つ目は33節である²³⁾。この節のみラテン語で書かれているが、これは天使が直接アダムナーンに語りかけていることによる。神の国の言葉はラテン語であり、神から仕わされた天使が話す言葉もラテン語であると考えられていたからである。そこではアダムナーンが神からこの法令を授かったことが書かれており、アイオナを出て「アイルランドに行って、いかなる方法によっても女性が人によって殺されることのない法令を作るべし」²⁴⁾と命じられている。ここで女性は聖母マリアと同じ子供を産む存在でありそれゆえに守られるべき存在であるとされている。さらに女性を殺害した場合の罰と賠償額の規定も含まれている。

四つ目は、34節から53節までの教会会議で公布された法規である²⁵⁾。まず最初の34節には、『アダムナーン法』は女性だけのための法令ではないことが述べられている²⁶⁾。「さらにこのアダムナーンの法は、聖職者、女性、及び……罪なき少年たちのための、永続的な法である」²⁷⁾。このことから、この法令には、武器を持つことができない女性と、戦闘をする義務のある成人に達していない少年そして武器を持たない聖職者を保護するための法令であることが明記されている。さらに、35節には戦争での聖職者と少年の被害の防止とその賠償、36節には聖職者へと、聖域内での犯罪の防止と賠償が規定されている²⁸⁾。44節には再び女性と少年と聖職者に対する暴力の賠償支払いについての規定がなされている²⁹⁾。「もし女性や聖

職者や罪なき少年に命の別状のない傷を負わせたならば³⁰⁾とある通りである。43節には被害者として女性、聖職者、少年が記されている。46節ではその犯罪行為が「誰かが他の者に³¹⁾という記述となっていて明確に女性、聖職者、少年と書かれていない。

純粹に女性の生命の危険やその不名誉に関する規定は41節、42節、50節から52節までのあわせて5節のみである³²⁾。41節「誰であれ女性が殺されたなら³³⁾」、42節「いかなる暴力によって女性が死を遂げたにせよ³⁴⁾」、50節「もしも人が娘を強姦したなら³⁵⁾」、51節「身分のある女性を辱めたなら³⁶⁾」、52節「殺人や軍団や襲撃に女性を利用したなら³⁷⁾」、45節は女性が罪を犯した場合の特別な罰の規定である³⁸⁾。

しかし内容的に性格の異なる規定も多く含まれている。37節、38節、39節、48節、49節、53節には裁きを行う上で必要なこと、すなわち判決人や保証物、保証人、法の執行人について³⁹⁾、43節、45節、47節には犯罪者の義務と、その罰及び義務不履行についての規定が記述されている⁴⁰⁾。46節には魔術による殺人などのような特殊な場合の犯罪者の同定について書かれている⁴¹⁾。

以上のように概観してみると、女性に関する法規は特筆するほど多くない。全20節のうち女性への犯罪に関わる節は5節のみである。女性が聖職者と少年と並記されているものは2節である。裁きに関するものが9節でありこれが最も多い規定となる。つまり、『アダムナーン法』には女性に関する規定が多いことから「女性のための法」と明言することはできないように思われる。ではどのような論拠によって『アダムナーン法』をニー・ゴナフと盛氏は「女性のための法」と解釈しているのか。これを検証する前に、アダムナーンがどのような人物であったか、そして彼は死後どのような聖人とされてきたかを検証する必要がある。

(2) アダムナーン

「カーン」は上述のように7世紀末から9世紀後半にかけて数多く公布されてきた。これらの公布の背景には修道院教会と世俗の王の協力があつたが、自らの領地を越えた地域にその裁判権を主張する意味もあつた⁴²⁾。それはアダムナーンという人物の社会での役割とその活動した地域からも明らかである。

『アダムナーン法』は、現在のスコットランド、ヘブリディーズ諸島のアイオナ島に聖コロンバ (Columba) (聖コルム・キレ (Colum Cille) と) によって創設されたアイオナ修道院第9代修道院長であるアダムナーン (Adomnán, c. 628-704。修道院長職は679-704⁴³⁾) によって公布された。この時、彼は自らの親族であり、創設聖人コルム・キレの出身親族でもある北イー・ネール王権のケネール・ゴニル王家の王、ロングシエフ (Loingsech) の協力を得たと考えられる⁴⁴⁾。彼は「アイルランド王」という称号を得た王であり、その権威は広範囲に広がっていたようである。というのも彼を含めてアイルランド全域からやスコットランドから王や王族、他地域の修道院長や司教あわせて91人が、保証人としてその名を残している⁴⁵⁾。これは、『アダムナーン法』がアイルランド全域を含む広範な地域に対して公布されたことも意味する。

アダムナーンは初期中世アイルランドで、最も重要な人物の一人であろう。尊者ベータ自身は若い頃、ジャロー修道院でアダムナーン本人に会っていたようである⁴⁶⁾。ベータの『英国教会史 (Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum)』で描かれたアダムナーンはおそらく⁴⁷⁾、7世紀後半のアイルランドとノーサンブリア間の紛争によって捕虜にされたアイルランド人の解放に尽力した時と考えられている⁴⁸⁾。この点から、アダムナーンがアイルランドとノーサンブリアの間で、重要な政治的役割を果たしていたことが窺われる。ベータはまた、アダムナーンによる『聖地について (De Lo-

cis Sanctis)』⁴⁹⁾の内容の一部の要旨を、重要なものとして『英国教会史』の2章を割いて紹介している⁵⁰⁾。ここからもアダムナーンがアイルランド及びアングロ・サクソン期イングランドで際だった教養人であったことが明らかである。しかし彼の著作活動では、『聖コロンバ伝 (Vita Sancti Columbae)』⁵¹⁾が最も有名であろう。この聖人伝は、彼の死亡の年、704年以前に書かれたことが確実であり、アイルランドの初期聖人伝の中で唯一作者の素性と書かれた年が詳細に分かる聖人伝として重要なものである。またアダムナーンは死後間もなく聖人とみなされている。704年に亡くなってから二十数年後に、『アダムナーン法』はアイルランドで再公布されているが、その際には「アダムナーンの聖遺物」⁵²⁾が同時に人びとに提示されていることから、この頃までには聖人と考えられていたと推察される。

以上のように、アダムナーンはアイルランドと他国との間で外交的役割を担い、際だった学識を誇った7世紀後半から8世紀初頭にかけてのアイルランドを代表する人物だったのである。そして死後は聖人として崇敬された。『アダムナーン法』公布後、彼はどのような聖人とみなされていたのか。

歴史的に『アダムナーン法』は「女性の殺害」を禁止する目的のある法令として認識されてきた。『アダムナーン法』公布後に付加された前文では、アダムナーンこそが女性のために女性のための法を作ったことが強調されている。「天において、また地上において、女性のための最初の法令はアダムナーン法である」⁵³⁾という文言からは、さらにアダムナーンの偉大さを喧伝する目的も垣間見える。

その他に『アダムナーン法』が「女性の殺害を禁止する法」として認知されている史料上の証拠のうちの一つは、9世紀初めに編纂されたと考えられている『オイングスの殉教者暦 (Féilire Óengusso Céili Dé)』⁵⁴⁾である。アダムナーンの祝日9月23日には彼を称えて「アイオナのアダムナーン

に、彼の軍団は素晴らしく高貴であるが、イエスは与えているのだ、アイルランドの女性の永続する自由を」⁵⁵⁾とある。アダムナーンの時代より100年経過するまでには、アダムナーンが女性を解放した聖人として賞揚されていることが分かる。少なくとも聖人アダムナーンが「女性の自由を約束する聖人」として認識されていたということである。

『オイングスの殉教者暦』に付加されているアダムナーンの祝日へのグロスでは、アダムナーン自身ではなく『アダムナーン法』について書かれている。そこでは四つの主要なカーンの一つを『アダムナーン法』とし、次のように記述している。「これらがアイルランドの四つの教会法令である。すなわち『パトリック法』、聖職者を殺すなかれ。また、『アダムナーン法』、女性を殺すなかれ。『ダール・イー法』、家畜を殺すなかれ。また『主日の法』(他人の土地に)越境するなかれ」⁵⁶⁾。これら四つのカーンを並記する記述は他の史料上にも多く見受けられ、『アダムナーン法』が「女性の殺害の禁止」に関する法令として広く受け入れられていたか、あるいは少なくとも女性の殺害を禁じる法規として知られていたことを表す⁵⁷⁾。

さらに四つのカーンの一つとされている『パトリック法』が特に聖職者の保護を目的とした法令であるとされることから、聖職者の保護という特色は『パトリック法』に、それに対して『アダムナーン法』の保護の対象を女性に特化させて認識されたという可能性も大きい⁵⁸⁾。『パトリック法』の公布は『アダムナーン法』より後の734年である⁵⁹⁾。『オイングスの殉教者暦』が編纂された時点で、アダムナーンは女性の保護者、と認識されていた。さらにグロスの挿入時ははっきりとはしないが、『アダムナーン法』は後に公布された聖職者を保護する目的と考えられる『パトリック法』とは違う女性の殺害を禁じる法であると強調されたのであろう。つまり『パトリック法』の公布後にアダムナーンは女性の解放者という認識がなされるようになっていたと推測することが可能である。

女性の自由を守る、女性の解放者である聖人としてのアダムナーンにとって、女性とは母性と等しい存在であった。それを表しているのは彼自身の聖人伝である。およそ10-11世紀に書かれたとされるアイルランド語による『アダムナーン伝 (Betha Adamnáin)』⁶⁰⁾では、女性の殺害に関する章が一つ見られる⁶¹⁾。そこでアダムナーンは『アダムナーン法』を公布後、ある高位の人物によって次のような問題の解決を求められる。その人物は女性を殺害した女を拘束しているが、この女に対してどのような罰を与えるべきか、とアダムナーンに質問しているのである。アダムナーンは処刑するほかないと答えるが、誰が刑を科すかとさらに問われると、「母から生まれていない者」⁶²⁾と答えている。つまり女性の処刑をアダムナーンは間接的に禁止しているのである。すべての人間は女性から生まれているからである。このような答え方は、アダムナーンが女性を「人を産む」存在、すなわち女性を「産む性」と捉えていることを意味する。このように、アダムナーンの聖性を賞揚する目的の聖人伝において、彼は女性を母親とみなしている聖人であるとされていたのである。

話はさらに次のように進む。上記のように答えたアダムナーンに対して、質問者は母親の死後、脇腹から生まれてきたから自分は母から生まれていない者であると答える。しかしアダムナーンはこの質問者の答えを屁理屈として捉えていた。アダムナーンはこの答えを無視して次のような予言をしている。すなわち「神は女性を自由にし」⁶³⁾神の罰によって屁理屈で答えた質問者はすぐに死亡し、その子孫はこの後王位を得ることもなく、軍事力もなくなるであろうと。つまり、女性を殺すことになるならば、神による罰を避けることはできないという結末である。アダムナーンは神による女性の自由を語り、それを理由にして神の罰を宣告している。女性の自由は神によって定められ、それを遵守することを人びとに教え諭す役割が聖人であるアダムナーンに与えられた役割であることがこの聖人

伝に描かれているといえよう。

この聖人伝の当該の章にはもう一つ注目すべき点がある。それはこの章の最初にアダムナーンが『アダムナーン法』を公布した、と書かれている点である。この点と上記の二つの留意点を考慮にいと、次のように結論づけることができる。俗語の『アダムナーン伝』によれば、『アダムナーン法』は女性を殺すことを禁止した法令であり、いかなる理由によっても母親である、あるいはこれから母親になるであろう「産む性」としての女性を女性から産まれた人が殺すことは神の罰を受けることになる。そしてこのことを宣言しているのがアダムナーンその人である、ということである。ここにおいて、女性を解放して自由とし、女性は、母親あるいは母親になる可能性のある存在として神の守護を与えられたことを人びとに宣言する聖人アダムナーン像が表現されていたのである。すなわちアイルランドにおける「女性のための聖人」は聖アダムナーンの特質となったのである。

このようなアダムナーン像がいつ生まれたのかは明らかとすることはできないが、少なくともこの聖人伝が誕生した10-11世紀までには確立していたといえよう。しかし、あくまでもこれは聖人としてのアダムナーン「像」であり、後世のイメージであることに注意すべきである。

このような聖人としての像の下『アダムナーン法』は「女性のための法」とみなされているが、近年の研究でもそのようにみなされている。そこで特に『アダムナーン法』を「女性のための法」と論じているニー・ゴナフと盛氏の解釈を以下で検証する。

3. 「女性のための法」解釈の問題点

上述したように、『アダムナーン法』は『アルスター年代記』に『罪のない人びとの法』として現れるが、この「罪のない人びと」は、法規の内

容からも分かるように、女性だけではなく聖職者と、成人として戦闘に参加する以前の男子を意味し、この法令がその保護を目的としていたことは、多くの研究者によって認められているところである。たとえばライアンはこれらの人びとを、武器を持ってないかあるいは武器を持たないことから「自己防衛できない」人びと、すなわち特に女性と少年たちとし、当時の争乱の多かったアイルランド社会における戦時法としている⁶⁴。また、ハーバートは、アダムナーンが教会だけでなく世俗の人びとに「社会的弱者」の保護を認識させることが『アダムナーン法』公布の目的としている⁶⁵。「女性」の中に、修道女が含まれていないことからすべての女性のための法という解釈に疑問を呈している研究者もいる⁶⁶。もちろん、ニー・ゴナフも盛氏も『アダムナーン法』を女性のため「だけ」の法令としているわけではなく、「武器を持たない人 (non-combatant)」というカテゴリーの保護を目的とした法と認めている。その際、「罪のない」という古アイルランド語、ennac が古法では少年のみをさすことを指摘し、それが聖職者のみならず女性にまで拡大したと解釈している⁶⁷。

それにもかかわらず、ニー・ゴナフと盛氏は特に女性の保護に関する記述に注目している。その理由として、ニー・ゴナフは法規のかなりの部分が女性に関すること、特に被害者としての女性であるとし⁶⁸、盛氏は女性への暴力に対する厳しい規定と後世に追加された部分を挙げている⁶⁹。たしかに、聖職者と少年の生命に関する規定は35節と36節の2節であり、女性のみに関する規定は5節あることから後者の方が多い。また、女性が被害者である場合の内容はより詳細である。たとえば41節では女性の死因が人間から建造物までの6項目（他に家畜、猟犬、火事、溝）が挙げられ、建造物はさらに8種類（溝、穴、橋、炬、踏み越し段、溜め池、かまど、人が利用するものすべて）に分けられ明記されている⁷⁰。このような細かい規定は、聖職者と少年の殺傷に関しては記されていない。また42節には、41節と重

複する部分もあるが、女性の死因について7項目（殺傷、溺死、焼死、毒殺、斬殺、泥沼に沈められること、家畜・豚・牛による殺傷）が記述され、特に家畜が原因とされる場合にはその家畜の初犯である場合と、そうでない場合とで賠償が異なっている⁷¹⁾。50節では女性に対する性的犯罪についての規定がなされているが⁷²⁾、同様の規定はやはり聖職者や少年に対しては存在しない。さらに次の51節では、おそらく強姦等の性的暴力によって子供ができた場合の、女性の身分に応じた賠償額の規定が記述されている⁷³⁾。50-51節において注目すべきは性的辱めに対して殺人と同額の賠償額が科されていることであろう⁷⁴⁾。最後に、52節では女性を暴力手段として用いた場合と、婚外子についての規定が見られる。この節では女性を危険に晒したことで、殺人と同程度の賠償額が規定されている⁷⁵⁾。上述したように、たしかに女性が被害者である場合の規定は非常に詳細であり、一部厳しい罰則が規定されている。しかし内容が詳細であることのみを取り上げて、女性に関する規定が法規のかなりの部分を占めるとし、「女性のための法」と強調することは適当とは思われない。ニー・ゴナフは裁きに関わる九つの節をまったく軽視したことになるからである。

ニー・ゴナフ、盛岡研究者はまた、『アダムナーン法』は女性の紛争への参加を禁止することで、女性を守り、ひいては女性の地位を高めたと解釈している。それが記述されているのは『アダムナーン法』52節の前半部分である。すなわち「殺人や軍団や襲撃に女性を利用したなら」⁷⁶⁾賠償額が科される、という記述である。この記述は、後世に付加された前文を想起させる。すなわち、女性は赤子を抱きながら戦闘時には最前線に立たされ、その後ろに立つ男性によって戦闘に参加させられ多くが殺される、という内容である⁷⁷⁾。52節で強調されていることは、男性に戦闘参加を強要されて殺される被害者としての女性の姿である。その姿は暴力の主体者ではなく、暴力に抑圧される女性であるとニー・ゴナフは解釈している⁷⁸⁾。

しかしアダムナーンの時代に女性が戦闘に参加することができたかは疑問である。古法によれば戦闘に参加する義務が生じたのは、土地を所有する自由民の領民 (céile= client) であった⁷⁹⁾。このことから、『アダムナーン法』における殺人や軍団、襲撃における女性の利用、という記述は女性による戦闘への参加という事実があったことを否定することはできないまでも、はっきりと女性が戦闘に参加させられていたと明言することもできない。52節での女性が参加させられたのは、王権同士の戦闘のような大きな紛争というよりは、個人的な殺人、犯罪被害側の親族によるフェーデ (私闘)、家畜などの財産を奪う際の小競り合い程度のもではなかったろうか。ニー・ゴナフは前文の内容が大規模な紛争を想起させるために、この52節の記述をそれと同じような紛争に女性を参加させることと解釈してしまっているのではなかろうか。

同時に、『アダムナーン法』には殺人を犯した女性に対する漂流刑という一種の死刑に関する規定が45節にあり⁸⁰⁾、暴力の主体としての女性が表記されていることに留意すべきであろう。これに対して、男性が犯罪を犯した場合、死刑という罰が科される記述はないのである。

ニー・ゴナフ及び盛氏はさらに、女性の奴隸的状态からの解放が、アダムナーンが法令を公布した大きな要因とし、もともとは「女奴隸」を意味していたクヴァル (cumal) が当時の価値単位として使われていたことを、奴隸の大部分が女性だったからであるとし、さらに、33節における天使の啓示で女性が聖母マリアと同一視されていることから、女性を「生命の産み手」という重要な役割を持つものであるとしてその解放を訴えた、と解釈する⁸¹⁾。しかしここで問題となるのはこの論拠とされる33節と、後世に書き加えられた前文の扱いである。33節の成立年代は分かっていない。しかし次のような解釈が可能である。つまり「アイルランドに行き、そこで女性がいかなる方法によっても人によって、法に則った床で死ぬこ

とを除いて、(すなわち)殺戮や他の種類の死、毒、水の中で、火の中で、いかなる動物によって、溝の中で、犬によって殺されるべきではない⁸²⁾という天使の言葉から、この箇所が『アダムナーン法』の法規がまとめられたものと推測することができる。すなわち、この詳細な死因が、先述の41-42節からと推論することは可能であろう。たとえば41節では上述のように家畜や猟犬、火事、溝が女性の死の原因に挙げられており、また、42節では溺死、焼死、毒殺さらに殺傷の原因として家畜が挙げられている。同様に同節には死因に関して「適法で正当な結婚の場合」⁸³⁾が除外されている記述も見られるが、これはおそらくキリスト教徒として正しい結婚後の出産による死を表していることから⁸⁴⁾、これも33節の「法に則った床で死ぬことを除いて」と同様の内容である。ここからも41-42節をまとめたものが33節に記述されたという推測がなり得る。また、アダムナーンに法令を公布させるために天使が彼の脇腹を杖で打ったという表現は、アダムナーン自身の『聖コロンバ伝』で天使が聖コロンバの脇腹を鞭で打ったという記述を想起させる⁸⁵⁾。33節が描かれた時にはすでにアダムナーンは聖コロンバと肩を並べるような聖人とみなされていたと考えられる。この記述はアダムナーンの死後のものであろう。つまりこの節は法令から女性を保護することを述べたものを拾い上げ、それをまとめ、さらに天使の助力によってアダムナーンが作成したという、アダムナーンの聖性を賞揚する目的で後に書かれたものと推測し得る。もしこの考察が適当であるならば、33節を論拠とすることは問題といわざるを得ない。また、ニー・ゴナフ自身も後世の作とする前文は、アダムナーンの意図を推測する上での論拠にはなり得ない。これによって、生命の産み手であり、「聖母マリアの姉妹」⁸⁶⁾である女性を奴隷状態から解放し、保護し、その社会的地位を上昇させることを目的とした法令である、という解釈を誤りとすることができよう。『アダムナーン法』の規定においても、女性を奴隷として記述し

ている文言は一つとしてない。

これに対して盛氏はアダムナーンが法令によって女性としての性を高めることを目的とした理由として、上記の性的暴力に対する賠償額と殺人の賠償額が同等であることを挙げている。そしてその結果として『アダムナーン法』が「女性としての性」と「生命」に同等の価値を与えたとしている。さらにこのことは、キリスト教的婚姻観、すなわち一夫一婦制と離婚の禁止とあわせて教会側の婚姻と女性に対する強い宗教的主張であるとしている⁸⁷⁾。盛氏はまた女性への暴力の賠償額が聖俗の権威者への暴力の賠償額と同等であることから、『アダムナーン法』が女性の法的地位の転換を促すものであったとしている⁸⁸⁾。このことによって『アダムナーン法』がそれまでの古法に対して何らかの転換を求めた、という主張は留意すべきであろう。

このように「女性の高い評価」を公布の目的と解釈することは問題である。そこでアダムナーンはいかなる理由で聖職者や少年だけでなく女性を保護する法を公布する目的があったのか、という点について違った方向から解釈する必要が生じる。アダムナーンが法規を考案、公布した際に、哀れな状態にあり生命や肉体への暴力に晒されている奴隷的存在である女性たちを、キリスト教的精神によって保護することがその脳裏に浮かんでいたのか、ということである。

マルクスはこの点について次のように考察している。アダムナーンは『聖コロンバ伝』2巻25章に、コロンバが非情な男に追われる少女を助けた説話を入れている。『聖コロンバ伝』の著者であるアダムナーンはコロンバの後継者の修道院長として、女性を保護する義務を負っていることを表そうとしている、というものである⁸⁹⁾。しかしこの章の最後に、「彼(聖コロンバ)の敵対者への恐ろしい報復についてのこのような話はこれで十分である」⁹⁰⁾という記述があることに注意しなければならない。つまり

この箇所は、22章から続く、聖コロンバ、あるいは教会に対して悪意を持って行動した人物が聖コロンバの怒りを買ひ、さらに神の怒りをも買うことで、その場で、あるいはしばらく後に突然の死を迎えるという、聖コロンバの奇蹟とその聖性を称える物語の一環で語られたものなのである。さらに、件の25章には「罪のない者への他の迫害者に関して」⁹¹⁾という副題が付いていることも重要であろう。すなわち、『聖コロンバ伝』2巻25章の「少女の保護」の逸話からアダムナーンが「女性の保護」に対する義務を描いたと結論づけるべきではない。それよりも罪のない者の保護をする聖人コロンバが描かれ、それと同じ働きをアダムナーン以下コロンバの後継者たちが義務として負っている、と解釈する方が無理がない。

また『アダムナーン法』が「女性のための法」と解釈された場合、なぜ『アダムナーン法』の後にカーンが多数公布されたのかという疑問が生じる。もちろん『アダムナーン法』と同じように教会や修道院長の権威の提示や、広範囲の人びとに対する裁判権の主張もその背景にはある。しかしそれ以外の理由がないのだろうか。それを明らかにする必要はあろう。そこで次章で公布時の法規の内容、すなわち34節以降から『アダムナーン法』公布の目的と意図を検証する。

4. 『アダムナーン法』公布の目的の再解釈

女性と聖職者、少年が並記された節は2節、女性のみが扱われた節はあわせて5節である。それぞれには賠償規定が含まれている。

しかし、賠償額の決定やその支払い方法、支払先、裁きの決定などに関する規定は、以上の節には含まれてはいない。ここで注目すべきは『アダムナーン法』の法令全体の中でこれらの法の執行手続きなど、裁きに必要なる事柄などの法として成り立つ上で重要な規定が、女性に関する規定に比べて非常に多いことである。しかしこれらについてはニー・ゴナフも盛氏

もそれほど注目してはいない。そこで本稿ではこれらの規定が結局は何を意味しているのかを検証することとする。なぜならば、それによって『アダムナーン法』の法的性格を明らかにし、さらにはこの法が公布された意図があらわにされる可能性が大きいからである。そこで、まず始めに執行手続きに必要な人及び物品に関する規定について検証を行う。ただし、以下ではアイルランドの「慣習法」である古法についての膨大な史料を基に、体系的に法規定を検証したケリーの『初期アイルランド法の手引き書 (*A Guide to Early Irish Law*)』⁹²⁾を参考とする。

37節は判決人についての規定である。ここでの判決人はアダムナーンのもの、すなわちコルム・キレ系の修道士が選んだ聖職者とされる⁹³⁾。聖職者だけでなく世俗の女性及び少年に対する犯罪の裁判権が教会にあると規定されているといえよう。

次の38節では保証物の説明がなされている⁹⁴⁾。保証物とは契約社会であるアイルランドでの契約時に必要とされる8段階のうちの一つである⁹⁵⁾。契約履行前に保証として払われる物品であり、履行時に返却されるが、ここでは判決時に決定される賠償支払いの保証として支払われる⁹⁶⁾。39節ではアディレ保証人が必ず必要となることが書かれている。アディレ保証人とは「人質保証人」という意味であり、契約を結ぶ際に立てられ、契約者の一方が契約に反した場合には契約の対象者である相手方の人質となりその自由が奪われることとなる保証人である⁹⁷⁾。保証人はアイルランド社会において契約時に保証物と並んで必要不可欠な存在である。

48節で規定されているのは法の執行に必要な人たち、すなわち5人のアディレ保証人と賠償額の徴収者への饗応の義務についてである。これは、38節にあるように、判決が出て賠償が払われるまでに5日かかるため、その間の食事を提供する義務が犯罪を犯した側に課されているのである⁹⁸⁾。

53節には各々の修道院教会におけるアディレ保証人についての規定が

書かれている。修道院ならどこでもアディレ保証人が3人いるべきであり、それぞれ副修道院長、料理人、応接係が担当することとなっている。また同時に、デルヴィネと呼ばれる親族集団にも2人のアディレ保証人がいるべきであることが書かれている⁹⁹⁾。いずれのアディレ保証人も、『アダムナーン法』のために特別に置かれた旨が書かれている¹⁰⁰⁾。

以上のような規定から、『アダムナーン法』は教会法の執行手続きの伝統を採るのではなく、教会が世俗の人びとの一部をその裁判権の下に置くために、世俗の古法の手続きを採用した。これを、世俗側に法規を受け入れさせる目的があるためと推測することが可能であるならば、この意味は重大である。つまり、慣習的な古法を教会法令が利用しているのであり、二つの法伝統が混淆しあっている例といえよう。

次に犯罪者の義務、とくに賠償額についての規定である。

43節には犯罪者が必ず罪に応じて賠償額を払う旨が書かれている¹⁰¹⁾。つまり、少なくとも『アダムナーン法』においては犯罪者は必ず何らかの財産を払う義務があることを意味している。さらにこの節において「『アダムナーン法』では罪の差し引きや罪の相殺は要求されず」¹⁰²⁾という記述があるが、これは二者間でお互いに犯罪を犯した場合、それぞれの罪を比較してどちらかが差し引きされた賠償額を支払うことを禁じ、両者がそれぞれの罪に応じた賠償を全額支払うことを意味している。また、有罪と認められたものが賠償額を支払うことができなかった場合、彼の親族が支払う義務を負うことが47節に規定されている¹⁰³⁾。払うことができなかった犯罪当事者はその際、すべての法的権利が剥奪され、追放されることとなる。この節にはさらに犯人の隠匿等に関する記述もあり、この場合は死刑がほのめかされている。

また、43節にはさらにアダムナーンの家系、すなわちコロンバ系の修道院は追加の賠償額を科す権利があることが主張されている¹⁰⁴⁾。つ

まり7クヴァルの支払い時には1クヴァルが追加され、その追加分の1クヴァルのように賠償額の8分の1を教会側が受け取ることを意味する¹⁰⁵⁾。この規定から、賠償額を受け取る立場である教会が、その収入によって財を確実に増やすこととなる¹⁰⁶⁾。

同様の規定は続く44節にも見られる¹⁰⁷⁾。ここでも教会が要求しているのは賠償額全体の8分の1である。賠償額が8クヴァルであることは35節でもはっきりと述べられている。ここでは若い聖職者あるいは少年の殺害に関して、殺害者、これは1人だけでなく複数を含むが、あるいは殺害を見て見ぬふりをした者は8クヴァル支払いさらに1年間の懺悔が課せられる。また過失の場合は4クヴァルと過失であったことを証明する宣誓補助人を出す必要がある¹⁰⁸⁾。また40節の記述も教会が追加された額を受け取ることを意味していると考えられる。すなわち、少年や聖職者が殺された場合、賠償額は埋葬地に置かれ、慣習法の規定する賠償額を被害者の支配者と親族が受け取ること、となっている¹⁰⁹⁾。埋葬地に置かれることは教会に支払われることを意味し、親族が受け取るのは8クヴァルのうちの7クヴァルと考えられる。

なぜ7クヴァルなのか。他者の殺害という罪に対して、アイルランドでは死刑が課されるわけではなく、他の犯罪と同じく被害者の親族に賠償額を支払うことが求められた。ケリーによれば、慣習的な古法では他者の殺害の賠償額には2通りあった¹¹⁰⁾。その一つは、被害者の親族の名誉額(honour-price)に基づき、その父方及び母方の親族に分配される賠償額である。しかし本稿で係わりがあるのはもう一方である。すなわち、自由民が殺害されたのであれば、その身分にかかわらず7クヴァル支払われる、というものである。

『アダムナーン法』はこれに1クヴァル加えたものを賠償額とし、その追加分1クヴァルが教会側の取り分であることを繰り返し明記している。

これが意味することは明らかである。つまり、慣習的な古法に抵触することなく、かつ教会側にも利益をもたらす法規定を聖職者であるアダムナーンが中心となって策定したということである。しかし、このような8分の1の賠償額以上を教会側が得るという規定もまた本法には見られるのである。

その前にもうひとつ注意すべき点がある。被害者の名誉額にせよ、7クヴァルにせよ、この賠償額の総額は非常に高かった。そのため殺害者の親族らによって支払いがなされるまで被害者の親族は殺害者を人質とし、支払いがなされなかった場合は殺害者を死刑に処するか奴隷として売却した。このような状態を解消する方法が、上記のアディレ保証人の規定であると推測され得る。これによって、殺害者の結果としての死罪あるいは奴隷状態が避けられた可能性が考えられるのである。この点は教会の人命に関する姿勢と関係がある可能性がある。あるいは修道士が人質保証人となることで、確実な賠償支払いが強く求められたことも考えられる。この点を考察することは本論から外れるが、今後考えていくべき点であろう。

さて、場合によっては教会に全額、あるいは半額の賠償額が支払われることもあった。36節がこの場合である。「どのような地位〔の者に対する犯罪〕であれ、傷害、窃盗、放火については、教会へ全額の賠償支払い。……傷害や窃盗を伴わず、聖職者を脅かしただけの時は、半額の賠償支払い¹¹¹⁾とある。このほかに同節には教会の聖域や付属物への冒涇を犯した場合には半額あるいは全額の賠償額の支払いが規定されている。ここで明らかなことは、教会に付属する人間、土地、動産すべてに関しては、その賠償額を教会がすべて受領するということである。このことは被害を被るものが教会の財産に関わる問題であるゆえに当然のことといえよう。

これに対して特筆すべきは女性の殺害に関する規定である。以下二つは全額の賠償額を教会側が得ることを規定している。41節では女性が殺され

た場合、「アダムナーンに対して全額の罰金支払いがなされること」¹¹²⁾、また42節でも女性の死に関して「全額の罰金がアダムナーンに支払われる」¹¹³⁾となっている。「女性の殺害」に限り、アダムナーン、すなわちアダムナーンの家系、言い換えればコルンバ系の修道院教会にその賠償額すべてを受け取る権利があることが主張されているのである。つまり、慣習的な古法に真っ向から対立する規定といえよう。

古法では、女性に対する犯罪はその女性の保護者に対する犯罪とみなされ、犯罪者はその保護者に賠償額を支払う義務があった。この保護者とは、婚姻前であればその父、婚姻後はその夫、寡婦となつてはその息子、あるいは親族の長（たいていは父方のおじ）であった¹¹⁴⁾。保護と賠償額の受け取りは密接な関係にあったのである。それゆえに、女性を保護することと女性に対する犯罪の賠償支払いを受け取ることは同義であったといえる。『アダムナーン法』は女性の特に殺害に関する賠償額の受取人であることを主張する形で、古法に蚕食したと考えられる。賠償額の受け取りを主張することが意味することは、アダムナーンの家系が女性の生命の保護権とそれに付随する権利を主張したということである。

なぜ女性の生命の保護権を教会が得ようとしたのだろうか。その背景には教会が聖職者と修道士を保護する組織であることがある。聖職者や修道士は自らを保護すべき親族から離脱し、いわば教会の共同体という「親族」に属した存在である。それゆえに教会が彼らを保護することは当然であろう。彼らはまた教会人として武器を持つことを拒否した存在である。804年にはエーズ・オルディネ（Áed Oirdnide mac Néill）王が聖職者たちを戦闘から自由にした¹¹⁵⁾という記述が『アルスター年代記』に見られる。彼はおそらく教会側の意志を受け入れて聖職者の戦闘参加を禁止した。これによって聖職者は「武器を持たない」弱者としての存在となったのである。

一方で女性はもともと武器を持つ資格のない存在であった。前述のように武器を持って戦うのは自由民の男子のみである。これは自由民の男子の義務でもあり特権でもあったことを意味しよう。女性は「武器を持ってない」存在でありその意味でやはり弱者であった。

この「武器を持たない、持てない」弱い存在として、教会は聖職者と女性を一つのカテゴリーとしたのである。これによって教会は新たな保護の対象、すなわち犯罪に巻き込まれた場合の賠償額の獲得権の対象者を増大させたのでは無かろうか。これによって教会の得る賠償額はそれまでとは比べられないほど大きくなったであろう。

以上の点をまとめていえば、女性がどのような形であれ何らかの犯罪によって殺害された際、教会側に賠償額が入る仕組みが『アダムナーン法』には内在していたのであり、教会の財の集積にその仕組みが大きな働きをすることが期待されていたことが明らかである。

このように、法令のみに依拠してこの法の公布目的を探れば、次の3点に集約することができる。すなわち、慣習的な古法の手続きを継承することで世俗社会が受け入れやすい形にしたこと、追加の賠償額を規定して本来すべて世俗社会で処理された賠償支払いの一部を教会側が受け取る形式を入れ込んだこと、さらに女性の殺害に関しては古法に大きく蚕食する形で女性の生命の保護者として賠償額を得る権利を主張したこと、である。これらの点は、上述したように『アダムナーン法』が古法に対して何らかの転換を求めた、という盛氏の解釈の再検証を促す。つまり盛氏の主張するように女性の法的地位の向上を求めたのではなく、女性を財の獲得のための保護の対象としたことが、女性に対する賠償額の上昇を生んだのである。古法に対しての転換を求めた原因は教会の財の蓄積の手段の開発にすぎなかったのである。

『アダムナーン法』がどれほど教会法令として機能したかははっきりと

は分からない。しかしまったく機能しなかったともいい難い。その理由はまず法令に付属された保証人リストに登場する人物たちの実在性であり、少なくとも公布当時には一時的に賠償額が回収されたことが想像され得る。また、『アダムナーン法』を嚆矢として、その後多くの同様の教会法令すなわちカーンが各地で公布されたこともその理由に挙げられよう。『アダムナーン法』がある程度の成功を遂げなければ、おそらくこれに類似するカーンが記録上だけでもこれだけ多く生まれたとは考えられないからである。そこから、少なくともアダムナーンファミリー、すなわちコルンバ系の修道院教会はその財を蓄積することができた結論づけることが可能であろう。実際に修道院に多額の財が蓄積されたことは、ヴァイキングが修道院を集中して襲撃したことから明らかである。たとえばアイオナ修道院は802年と825年にヴァイキングに襲われた¹¹⁶⁾。アーマー修道院教会は831年と、832年には一カ月の間に三度襲撃されたと『アルスター年代記』に記されている¹¹⁷⁾。

5. おわりに

本稿は『アダムナーン法』が女性の保護のために公布された教会法令であることを否定するものではない。年代記を見れば、この時代多くの紛争があり、女性を含めた少年や聖職者のような自己防衛の手段を持たない、あるいは持つことを拒否した人びとの保護は大きな問題となったであろうことが明らかである。その意味では、弱者である女性の生命を守るある一定の規範が出現するのは不自然とはいえない時代であったともいえよう。しかし、それは単に女性の地位の向上や女性の聖性化といった宗教的、精神的な理由だけであるとは言い難い。

この法が公布された7世紀末、アイルランドのキリスト教会は世俗の社会制度を取り入れ、あるいは世俗社会と同化する形で発展し、繁栄時代を

迎えた。その繁栄の基は財の蓄積であり、それを背景とした政治力の拡大である。そのような点を考慮にいれば、「税」という意味も含む「カーン」と名の付く教会法令は、まさにその第二の意味のように税収を上げる手段、すなわち税としての財産獲得手段として機能することを目的として公布されたと考える方がよほど受け入れやすい。

その財の獲得源は何よりもまず修道院の領民からの十分の一税や密接な関係を結んだ世俗の有力家門からの寄進だった。しかしそれ以外の人びとからも何らかの方法で財を獲得しようと試みたのである。唯一その原文が全文残っている『アダムナーン法』は、その中でも特に女性をその射程に入れたのである。そして女性の殺害に関して、はっきりとその賠償支払いの全額を主張したのである。このことが、後世における「アダムナーン法は女性殺害を禁止する法である」という認識と、アダムナーンは女性の生命を守る聖人であるという認識が生まれた背景といっても差し支えないように思われる。

そこに感じ取られるのは、後に聖人として崇敬されたアダムナーンの女性への優しさではなく、学識があり、世俗の有力家門の出身者であり、自らの家門の絶頂期にその影響力を誇示するために教会の法的権利の拡大を目指した計算高さである。

以上が、アダムナーンが「女性のための法」を公布した目的であった。

注

- 1) Byrne, Francis J., *Irish Kings and High-Kings*, 2nd ed., Dublin, 2001, (1st ed., 1973).
- 2) 拙稿「8. 9世紀アイルランドの修道院教会の権力とその影響」(『大学院研究年報第41号, 文学研究科編, 中央大学』, 2012年) 63-79頁; Ó Caragáin, Tomás, "A Landscape Converted: Archaeology and Early Church Organisation on Iveragh and Dingle, Ireland", *The Cross Goes North: Processes of Conversion in Northern Europe, AD 300-1300*, ed., Martin Carver, reprinted

- in paperback, Suffolk, 2005, (1st ed., 2003), p. 147.
- 3) 拙稿「8. 9世紀アイルランド」69-71頁。
 - 4) Breatnach, Liam, *A Companion to the Corpus Iuris Hibernici*, Dublin, 2005, pp. 191-192. なお古アイルランド語表記では, Cáin Fhithirbe の F の上に点を打つことが正確な表記であるが, 本稿では現代アイルランド語表記に従って h を足すことで代用した。Cáin Shóerraith の Sh 表記も同様である。
 - 5) *Críth Gablach*, ed. D. A. Binchy, Dublin, 1970, p. 21に, 「アダムナーン法のような, 奮い立たすような信仰の法令 “rechtt crettme adannai, amail ronng-ab recht Adamnáin.” とある。
 - 6) *Ibid.*, p. 79, 104. 「カーン」という語はもともと「公布された」という意味を持っている。Breatnach, *op. cit.*, p. 191.
 - 7) 史料は *Cáin Adamnáin, an Old-Irish Treatise on the Law of Adamnan*, ed. and trans., Kuno Meyer, Oxford, 1905 (以下 CA と記載) を使用した。節番号もすべてマイヤー版による。英訳は, *Adomnán's 'Law of the Innocents'*, trans., Gilbert Márkus, Glasgow, 1997; “The Law of Adomnán : a Translation”, trans., Máirín Ní Dhonnchadha, *Adomnán at Birr, AD 697. Essays in Commemoration of the Law of the Innocents*, ed., Thomas O’Loughlin, Dublin, 2001, pp. 53-68. 翻訳は「アダムナーン法」拙訳(共同訳, 古アイルランド語史料研究会名義)(『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所』年報27号, 2005年, 3月)92-116頁。なお, ニー・ゴナフ版は保証人リストとそれに続く神への祈り, 天使によるアダムナーンへの語りとオリジナルの法規定を, 拙訳はオリジナルの法規定のみ訳。
 - 8) たとえば『アルスター年代記』では「パトリック法がクルアハン(コノート地方の伝説的, 象徴的な都)で(アーマールの修道院長)ドゥップ・ダ・レイシと(コノート王)ティブラデ・マック・タズィッグによって公布された(Forus cano Patricii hi Cruachnibh la Dub da Leithi 7 la Tipratiti filium Taidhgg.)」とある。*The Annals of Ulster (to AD 1131)*, ed. and trans. Seán Mac Airt and Gearóid Mac Niocaill, Part I. Text and Translation, Dublin, 1983 (以降 AU と記載) 783.9. 『アルスター年代記』成立年代は8世紀以降だが, それ以前におそらくアイオナで編纂された年代記の記述を利用していると考えられている。Gearóid Mac Niocail, *The Medieval Irish Annals*, Medieval Irish History Series, No. 3, Dublin, 1975, pp. 18-20; AU, Foreword.
 - 9) AU, 697. 3.
 - 10) Ní Dhonnchadha, Máirín, “The Guarantor List of Cáin Adomnáin, 697”, *Peritia*, Vol. 1, 1982, pp. 178-215.

- 11) 『アダムナーン法』以外に、『パトリック法』 *AU*, 734. 3; 『スーアナッハの子孫法 (Lex nepotis Suanaigh)』 *AU*, 743. 7; 『キアーラーン法 (Lex Ciarrani filli artificis)』 *AU*, 744. 9; 『ブレンダン法 (Lex Brendani)』 *AU*, 744. 9; 『コルム・キレ法 (Lex Coluim Cille)』 *AU*, 753. 8; 『コマーン法 (Lex Comain)』 *AU*, 772. 8; 『アルベ法 (Lex Ailbhi)』 *AU*, 793. 3; 『ダール・イー法 (Lex Darii)』 *The Annals of Inisfallen (Ms. Rawlinson B. 503)*, ed. and trans., Seán Mac Airt, Dublin, 1988, 810; 『主日の法』 *AU*, 887. 3. ただしチャールズ・エドワーズはこの法を734年以降としている。Charles-Edwards, *Early Christian Ireland*, Cambridge, 2000, p. 560. この『イニシュファレン年代記 (*The Annals of Inisfallen*)』は8世紀初頭以降の編纂と思われる。*The Annals of Inisfallen*, Introduction, pp. xli-xliv.
- 12) 「アダムナーンはアイルランドへ渡りそして罪のない人びとの法を人びとに与えた“Adomnanus ad Hiberniam pergit ⁊ dedit Legem Inocentium populis.”, *AU*, 697. 3.
- 13) 残念ながら、一部のカーンを除いてほとんどのカーンはその名前しか分かっていない。『主日の法 (Cáin Domnaig)』は、保証人リストはないが、法規定はすべて残っている法令である。“Cáin Domnaig”, ed. and trans., Vernam Hull, *Ériu*, Vol. 20, 1966, pp. 151-77. また、『パトリック法 (Lex Patricii=Cáin Phatraic)』は一部が残っている。*Corpus Iuris Hibernici*, 6 vols., ed., Daniel A. Binchy, Dublin, 1978, vi. pp. 2129-30. 保証人リストについては Ní Dhonnchadha, “The Guarantor List” 参照のこと。なお、リストに名が挙げられている人物はほぼすべて『アダムナーン法』公布の同時代人であることが明らかにされている。
- 14) Ní Dhonnchadha, Máirín, “Birr and the Law of the Innocents”, *Adomnán at Birr, AD 697*, pp. 13-32; eadem, “The Lex Innocentium : Adomnán’s Law for Women, Clerics and Youth, 697AD”, *Chattle, Servant or Citizen, Women’s Status in Church, State and Society*, ed., Mary O’Dowd and Sabine Wichert, Belfast, 1995, pp. 58-69.
- 15) 盛節子, 「中世アイルランドの女性 (上) — 『アダムナンの法』をめぐって—」(『人文研紀要』(中央大学人文科学研究所) 第15号, 1992年) 1-27頁。
- 16) *CA*, pp. 2-15.
- 17) 写本と刊行版に関しては, *CA*, pp. vii-viii. ラフォー教会は現在のデリーの南西部にあるコルム・キレ系の修道院教会であり, アダムナーンを聖人としていた。Ryan, John, “The Cáin Adomnán”, *Studies in Early Irish Law*, ed. Daniel A. Binchy, Dublin, 1936, p. 269.

- 18) *CA*, p. viii; Melia, Daniel Frederick, “Law and the Shaman Saint”, *Celtic Folklore and Christianity. Studies in Memory of William W. Heist*, ed., Patrick K. Ford, Santa Barbara, 1983, p. 113.
- 19) Ryan, *op. cit.*, p. 269; Márkus, *op. cit.*, p. 4; 盛節子, 前掲書, 2頁。
- 20) Ní Dhonnchadha “Birr and the Law of the Innocents”, p. 16; eadem, “The Lex Innocentium”, p. 58; Harrington, Christina, *Women in a Celtic Church Ireland 450-1150*, Oxford, 2002, p. 200.
- 21) *CA*, pp. 14-23.
- 22) Ní Dhonnchadha, “The Guarantor List”.
- 23) *CA*, pp. 22-25.
- 24) “Exi in Hiberniam ꝛ fac legem in ea ne mulieres ullo more ab homine occidentur”, *CA*, p. 22.
- 25) *CA*, pp. 24-33.
- 26) 「アダムナーン法」97-98頁；*CA*, pp. 24-25.
- 27) “Fortá forus inna cána sæ Adomnáin bithcáin for clérchu ꝛ banscála ꝛ maccu encu”, *CA*, p. 24; 「アダムナーン法」98頁。
- 28) 「アダムナーン法」98頁；*CA*, pp. 24-27.
- 29) 「アダムナーン法」100頁；*CA*, pp. 28-29.
- 30) “Máth béoguin rogonæ nech banscál nó cléirech nó mac n-ennac”, *CA*, p. 28; 「アダムナーン法」100頁。
- 31) “nech do alailiu”, *CA*, p. 30.
- 32) 「アダムナーン法」99-100, 102頁；*CA*, pp. 26-29, 32-33.
- 33) “na banscál romarbthar”, *CA*, p. 28; 「アダムナーン法」99頁。
- 34) “Cip aide admbéla banscál”, *CA*, p. 28; 「アダムナーン法」99頁。
- 35) “Mád forchor ingine”, *CA*, p. 32; 「アダムナーン法」102頁。
- 36) “Mád imdherccad dagmná”, *CA*, p. 32; 「アダムナーン法」102頁。
- 37) “Mád airbert bansgál i n-orgain nó cuire nó feachta”, *CA*, p. 32; 「アダムナーン法」102頁。
- 38) 「アダムナーン法」100-101頁；*CA*, pp. 30-31.
- 39) 「アダムナーン法」98-99, 101-103頁；*CA*, pp. 26-27, 30-33.
- 40) 「アダムナーン法」100-101頁；*CA*, pp. 28-31.
- 41) 「アダムナーン法」101頁；*CA*, pp. 30-31.
- 42) Ní Dhonnchadha, “Guarantor List”, p. 178.
- 43) 679年に彼の前任者ファイルヴェFailbeの死亡が『アルスター年代記』に見られる。*AU*, 679. 1; *AU*, 704. 2.

- 44) 『アダムナーン法』に付記されている保証人リストの聖俗両界からの有力人物の中で、ロングシェフは俗人の筆頭にその名が挙げられている。「アダムナーン法」p. 104. アダムナーン及びロングシェフとの血縁関係や政治的関係については Herbert, Máire, *Iona, Kells and Derry. The History and Hagiography of the Monastic Familia of Columba*, Dublin, 1996, pp. 47-51.
- 45) リストに名が挙げられている人物は 8 人を除いてすべて『アダムナーン法』公布の同時代人であることが明らかとされている。Ní Dhonnchadha, op. cit., pp. 178-215.
- 46) Wallace- Hadrill, J. M., *Bede's Ecclesiastical History of the English People : a Historical Commentary*, Oxford Medieval Texts, Oxford, 1988, pp. 187-188.
- 47) Book 5, Chapter 15. Baedae, *Opera Historica*, The Loeb Classical Library, Vol. 2, London and Cambridge, Mass., 1930, (reperi., 1954), pp. 280-285; English translation, *Bede, The Ecclesiastical History of the English People, The Great Chronicle, Bede's Letter to Egbert*, Oxford World's Classics, ed. Judith McClure, Roger Collins, Oxford, 1994, pp. 262-263. ベーダにとって、アダムナーンはアイルランドにおける復活祭の期日決定のローマ方式への転換にとっての重要人物。
- 48) 『英国教会史』では紛争は684年のこととされているが、AUでは685年に「サクソン人が6月にマグ・ブレグと多くの教会を壊滅状態とした“Soxones Campum Bregh uastant ⁊ aeclesias plurimas in mense Iuni.”とある。Opera Historica, pp. 160-161; Bede, p. 221, Book 4, Chapter 26; AU, 686. 1, 捕虜解放についてはAU, 687. 5.
- 49) *Adamnan's De Locis Sanctis*, ed. and trans., Denis Meehan, Dublin, 1983.
- 50) *Opera Historica*, pp. 284-293; Bede, pp. 263-266, Book 5, Chapter, 16-17.
- 51) *Adomnán's Life of Columba*, ed. and trans., Alan Orr Anderson and Majorie Ogilvie Anderson, Oxford, 1961; Majorie Ogilvie Anderson, rev. ed., Oxford, 1991; *Adomnán of Iona : Life of St Columba*, trans., Richard Sharpe, Penguin Classics, London, 1995.
- 52) “Adamnani reliquie”, AU, 727. 5.
- 53) “sí cétháin láither for nim ⁊ for talmain do mnáib Cáin Adamnáin.”, CA, p. 4.
- 54) *The Martyrology of Oengus the Culdee; Féilire Óengusso Céli Dé*, ed. and trans., Whitley Stokes, London, 1984.
- 55) “Do Adamnán Íae assa tóidlech tóiden, ro ír Ísu úasal sóerad mhábuan mhban nhGóidel.” *Ibid.*, p. 196.

- 56) 全文は以下の通り。“At éat so dono ceithri cána Eirenn i. cain Patraic gan na chleirchiu do marbad, ⁊ cain Adomnain gan na mna do marbad, cain Daire gan bú do marbad, ⁊ Cain domnaig can toirimtecht etir.” *Ibid.*, pp. 210-211.
- 57) Breatnach, *op. cit.*, pp.192-193.
- 58) Ryan, *op. cit.*, p. 274.
- 59) 『アルスター年代記』における『パトリック法』公布の最初の記録は734年である。AU, 734. 3.
- 60) *Betha Adamnáin : The Irish Life of Adomnán*, ed. and Trans., Máire Herbert and Pádraig Ó Riain, London, 1988.
- 61) *Ibid.*, pp. 48-51.
- 62) “Neach ná rucc máthair”, *Ibid.*, pp. 48-49.
- 63) “ro saer Dia an mnaoi”, *Ibid.*, pp. 48-49.
- 64) Ryan, *op. cit.*, pp. 273- 4.
- 65) Herbert, Máire, “The World of Adomnán”, *Adomnán at Birr, AD 697*, pp. 38-39.
- 66) Harrington, *op. cit.*, p. 200.
- 67) Ní Dhonnchadha, “Birr and the Law of the Innocents”, p. 17.
- 68) Ní Dhonnchadha, *Ibid.*, pp. 16, 20; eadem, “The Lex Innocentium”, p. 59.
- 69) 盛, 前掲書, 3頁。
- 70) 「アダムナーン法」99頁；CA, pp. 26-29.
- 71) 「アダムナーン法」99-100頁；CA, pp. 28-29.
- 72) 「アダムナーン法」102頁；CA, pp. 32-33.
- 73) 「アダムナーン法」102頁；CA, pp. 32-33.
- 74) 「アダムナーン法」102, 110-11頁；CA, pp. 32-33.
- 75) 「アダムナーン法」102頁；CA, pp. 32-33.
- 76) “Mád airbert bansgál i n-orgain nó cuire nó feachta”, CA, p. 32.
- 77) CA, pp. 2-5; 盛, 前掲書, 12-14頁。
- 78) Ní Dhonnchadha, “Birr and the Law of the Innocents”, p. 20.
- 79) Kelly, Fergus, *A Guide to Early Irish Law*, Dublin, 1988, pp. 29-32.
- 80) 「アダムナーン法」100-101頁；CA, pp. 30-31. なお, 女性による犯罪は殺人の他に, 毒殺, 放火, 窃盗を目的とした聖域の侵害である。漂流刑とは, 「權が一本しかない小船に乗せ, 海上のある地点で, 陸からの風にながさせる”cor in-nói óinshluaisti for murchreth hi fairrge do techt le gæth di thir”」刑である。「アダムナーン法」100-101頁；CA, pp. 30-31.

- 81) Ní Dhonnchadha, “The Lex Innocentium”, pp. 67–68; eadem “Birr and the Law of the Innocents”, pp. 21–26; 盛, 前掲書, 20–21頁。
- 82) “Exi in Hiberniam ꝛ fac legem in ea ne milieres ullo more ab homine occidentur iugulatione uel quacunq̄ morte uel ueneno uel in aqua uel in igne uel a quocumq̄ peccode uel in fouea uel canibus nisi in lectulo letitimo.” CA, p. 22.
- 83) “choiblighe díles théchtaide”, 「アダムナーン法」99頁；CA, p. 28.
- 84) 「アダムナーン法」112頁, 訳註26。
- 85) *Adomnán’s Life of Columba*, Book, 3, Chap. 5, pp. 188–189; *Adomnán of Iona : Life of St Columba*, p. 208.
- 86) 正確には「というのもキリストの母の母あるいは姉妹そしてキリストの母をいかなるものが殺す時, その罪は大きいからである “quod grande peccati, qui matrem ꝛ sororem matris Christi ꝛ matrem Christi occidit”」CA, p. 23.
- 87) 盛, 前掲書, 14–17頁。
- 88) 盛, 前掲書, 11–12頁。
- 89) Márkus, *op. cit.*, pp. 2–3. 『聖コロンバ伝』の当該箇所は *Adomnán’s Life of Columba*, pp. 130–131; *Adomnán of Iona : Life of St Columba*, pp. 174–175.
- 90) “Hucusque de aduersariorum terrificis ultionibus dixisse susficiat.”, *Adomnán’s Life of Columba*, p. 130.
- 91) “De alio itidem innocentium persecutore”, *Adomnán’s Life of Columba*, p. 130.
- 92) Kelly, *op. cit.*, Dublin, 1988.
- 93) 「アダムナーン法」98頁；CA, pp. 26–27.
- 94) 「アダムナーン法」98–99頁；CA, pp. 26–27.
- 95) Kelly, *op. cit.*, p. 191.
- 96) 「アダムナーン法」110頁訳註(13)及び, Kelly, *Ibid.*, pp. 214–215.
- 97) Kelly, *Ibid.*, pp. 172–173. 保証人については「アダムナーン法」110頁訳註(15)参照のこと。
- 98) 「アダムナーン法」101–102頁；CA, pp. 30–33.
- 99) デルヴィネ (derbfhine) とは, 同じ曾祖父をもつ男系の親族集団を意味する。親族集団については, Kelly, *op. cit.*, pp. 12–15.
- 100) 「アダムナーン法」103頁；CA, pp. 32–33.
- 101) 「アダムナーン法」100頁；CA, pp. 28–29.
- 102) “Ní dleghar tra frithfolá[d] hi Cáin Adomnáin ná comard cinath”, 「アダムナーン法」100頁；CA, p. 28

- 103) 「アダムナーン法」101頁；CA, pp. 30-31.
- 104) 「アダムナーン法」100頁；CA, pp. 28-29.
- 105) その他に3.5クヴァルでは0.5クヴァルが、30シェードには6シェード、15シェードには3シェードの追加が規定されている。1クヴァルは一般的には乳牛3頭分であるが、史料によっては4頭から10頭までとはっきりしない。シェード (sét) も価値の単位で、1シェードは乳牛2分の1の価値。すなわち2シェード=1クヴァル、となる。Kelly, Fergus, *Early Irish Farming*, Dublin, 1998, pp. 589-593.
- 106) 「アダムナーン法」112頁、訳註 (28), (29)。
- 107) 「アダムナーン法」100頁；CA, pp. 28-29.
- 108) 「アダムナーン法」98頁；CA, pp. 24-27. 「宣誓保証人」については同訳(9)参照のこと。
- 109) 「アダムナーン法」99頁；CA, pp. 26-27.
- 110) Kelly, *A Guide*, pp. 125-127.
- 111) “óghdíri dí de cech grád etír guin 7 gait 7 forloscud ... leithdíre a foltmáisi clérech namá cen guin, cen gait.” 「アダムナーン法」98頁；CA, p. 26.
- 112) “asn-eirriithi lánfiachaib do Adomnán”, 「アダムナーン法」99頁；CA, p. 26.
- 113) “asrenar lánfiachaib do Adhomnán”, 「アダムナーン法」99頁；CA, p. 28.
- 114) Kelly, *op. cit.*, p. 79.
- 115) AU, 804. 8.
- 116) AU, 802. 9, 825.17.
- 117) AU, 831. 7, 832. 1.

